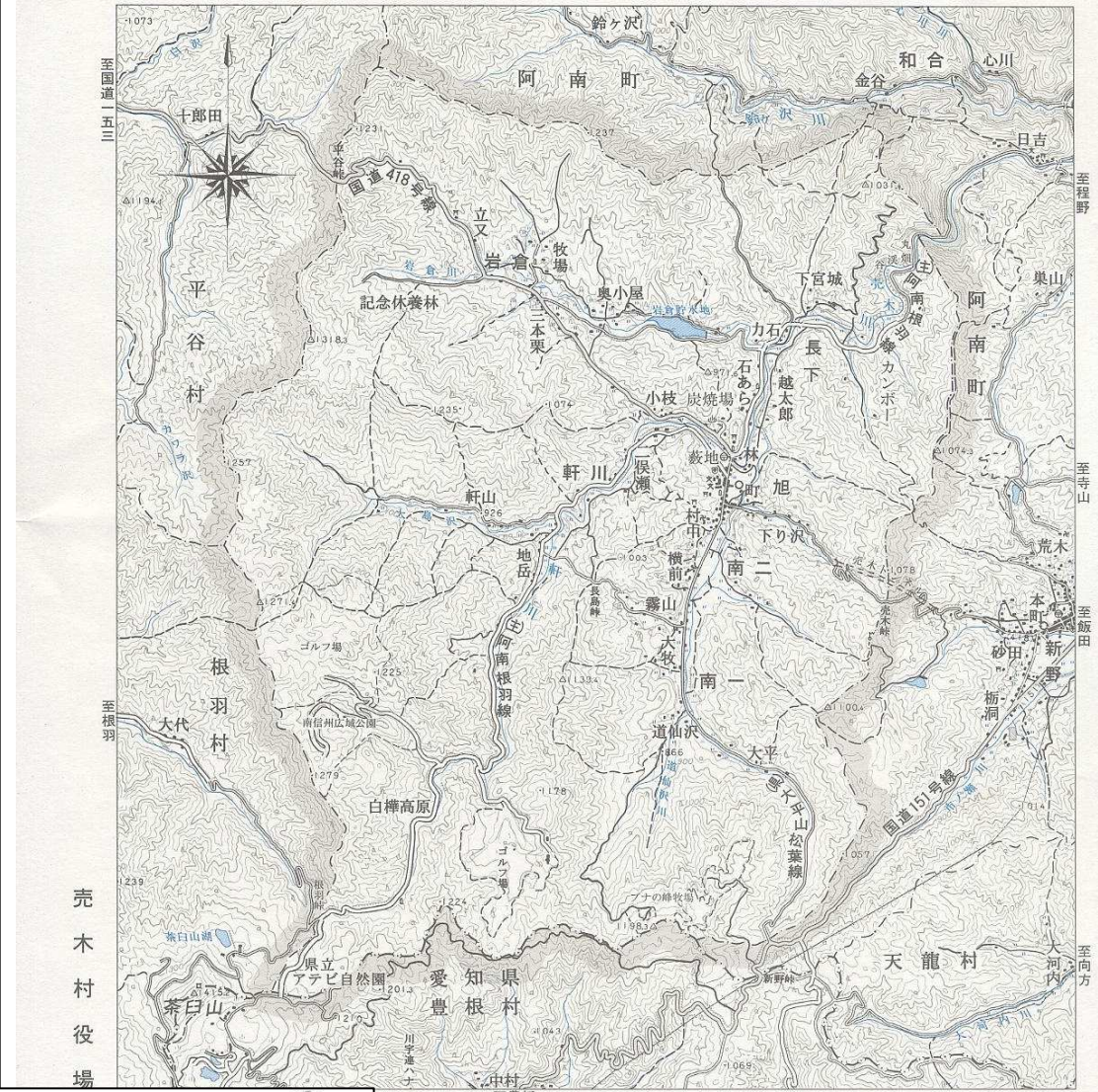


売木村森林整備計画

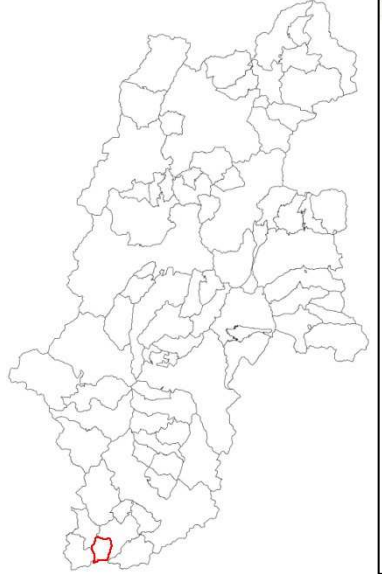
計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和 15年3月 31日

長野県
売木村

長野県 下伊那郡 売木村 全図



売木村役場



至豊橋
1 : 50,000
1000 m 0 1000 2000
この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の地形図を複製したものである。(承認番号) 関陵、62-780
JUSTEC 株式会社ジャステック
長野県飯田市明名古熊2539-1 ☎(0265)24-1700

目 次

I 基本的事項	
1 森林整備の現状と課題	6
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	12
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	12
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	13
1 樹種別の立木の標準伐期齢	13
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
3 その他	15
第2 造林	16
1 人工造林	16
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	17
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	21
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	22
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	23
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	23
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	25
3 その他	25
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	26
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	26
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	27
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	

3	その他	32
	(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
	(2) その他	
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	33
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	33
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	33
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	33
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	33
第6	森林施業の共同化の促進	34
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	34
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	34
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	34
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	35
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	35
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	35
3	作業路網の整備	35
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
4	その他	36
第8	その他	37
1	林業に従事する者の養成及び確保	37
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	37
3	林産物の利用促進に必要な施設の整備	37
III	森林の保護	
第1	鳥獣害の防止	38
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	38
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	38
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	38
1	森林病害虫の駆除及び予防の方法	39
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	39
3	林野火災の予防の方法	39
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	40
5	その他	40
	(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
	(2) その他	
IV	森林の保健機能の増進	
1	保健機能森林の区域	41
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	41
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	42
4	その他	42
V	その他森林の整備に必要な事項	
1	森林経営計画の作成	43

2	生活環境の整備	43
3	森林整備を通じた地域振興	43
4	森林の総合利用の推進	43
5	住民参加による森林の整備	44
6	森林経営管理制度に基づく事業	44
7	その他	44
VI	参考資料	
1	人口及び就業構造	
2	土地利用	
3	森林転用面積	
4	森林資源の現況等	
5	市町村における林業の位置付け	
6	林産物の生産概況	
7	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（売木村役場）

東経 35° 16' 16" 北緯 137° 42' 40" 海拔 832m

◇面積

43.43 km²（東西7.5km、南北6.2km、周囲30km）

◇土地の地目別面積＜令和3年度版ながの県勢要覧＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
1,177 千m ²	320 千m ²	341 千m ²	28,257 千m ²	46 千m ²	13,180 千m ²

◇気象（令和3年中、売木村役場気象観測所）

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
hpa (現地気圧)	10.8 °C	34.0 °C	-14.3 °C	2,843.0 mm	1.0 m/s	84.6%

◇地形・地質

天龍奥三河国定公園に属する茶臼山から流れ出た「軒川」、ぶなの嶺牧場の麓から流れ出た「売木川」と、岩倉地区から流れ出た「岩倉川」の三流が三つの谷をつくって村の中央部で合流し、阿南町市川で「和合川」と合流して「和知野川」となり天竜川へ注いでいます。売木川に沿って標高 800mから 900mの細長い高原状の盆地が形成され、耕地は開けていて主に米作を中心に農業が営まれています。村をとりまく山々は、1,000m～1,300m級の山稜で形成され、天龍奥三河国定公園をはじめとした豊かな自然の中に村があります。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

売木村の総面積は 4,343 ha で、森林の面積は 3,827 ha と総面積の約 88% を占めており、ヒノキを主体とした人工林は 2,749 ha で人工林率は約 72% に達しています。ヒノキは昭和 30 年代から進んだ拡大造林で 10 齢級以上が 8 割を占めており、資源が充実しつつあることから、森林整備はこれまでの保育中心から主伐、更新へ、徐々に切り替える時期にきています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	2,716.95	32.41	2,749.36	182.44	832.26	40.93	1055.63	2899.39	864.67	40.93	3,804.99
	蓄積	703.58	2.82	706.39	47.74	97.83		145.57	751.32	100.64		851.96
国有林	面積	22.74	0.00	22.74	0.00	0.00		0.00	22.74	0.00	0.00	22.74
	蓄積	6,413.00	0.00	6,413.00	0.00	0.00		0.00	6,413.00	0.00		6,413.00
合計	面積	2739.69	32.41	2,772.10	182.44	832.26	40.93	1,055.63	2,922.13	864.67	40.93	3,827.73
	蓄積	7,117.00	3	7,119.00	48	98		146	7,164	101		7,265

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

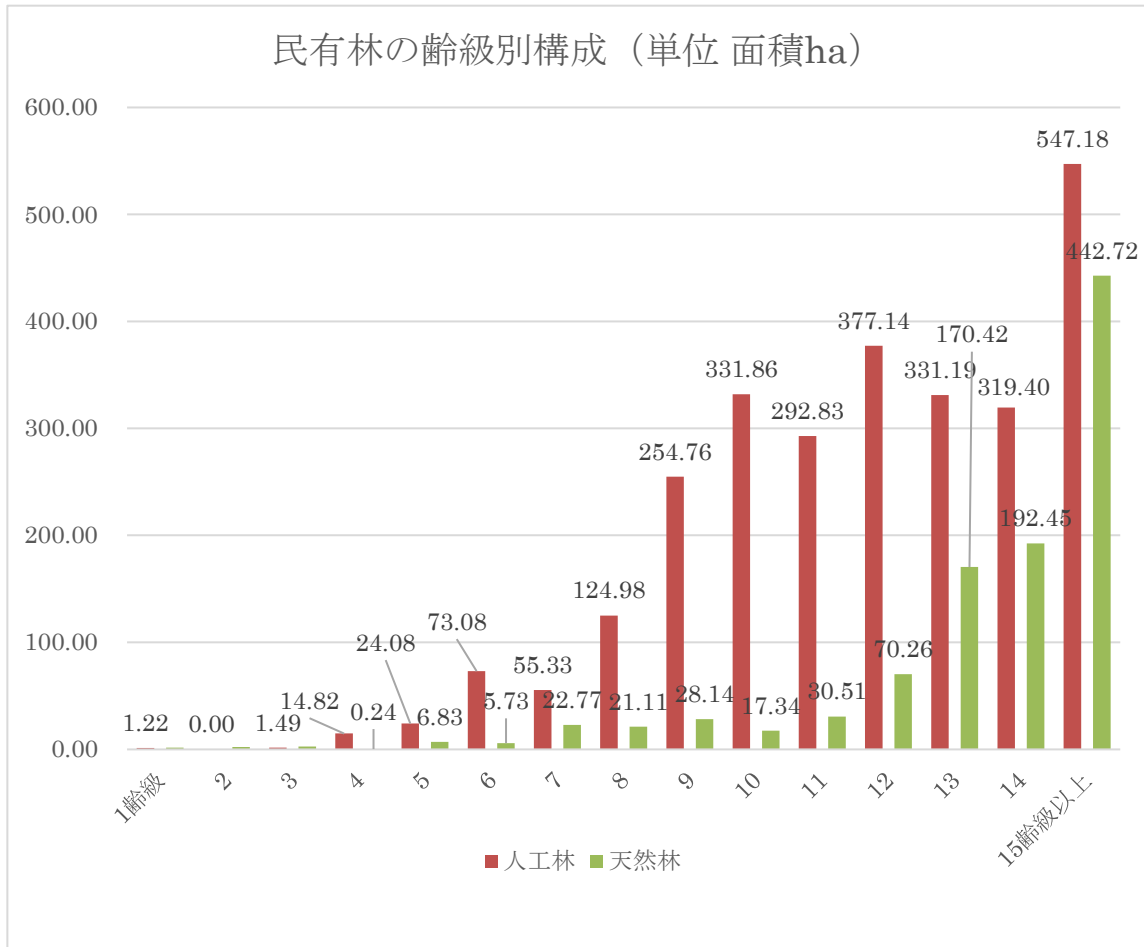
民有林の人工林割合 面積 72% 蓄積 83%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	319.69	8.49%	1%	76,965	9.03%	1%
カラマツ	359.55	9.55%	1%	105,656	12.40%	1%
スギ	126.45	3.36%	1%	46,741	5.49%	1%
ヒノキ	2,069.79	54.99%	6%	514,858	60.43%	7%
その他針	23.91	0.64%	0%	7,100	0.83%	0%
広葉樹	864.67	22.97%	1%	100,641	11.81%	1%
計	3,764.06	100.00%	-	851,964	100.00%	-

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、伊那谷計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別の状況は、公有林が15%、私有林が85%となっています。

私有林の内訳は、長野県林業公社等の団体有林15%、個人有林ほか65%であり個人有林の割合が多くなっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
		面積	割合	蓄積	割合
公有林	県	ha	%	m3	%
	市町村	559.68ha	14.71%	133,585m3	15.68%
	財産区	ha	%	m3	%
	計	559.68ha	14.71%	133,585m3	15.68%
私有林	集落有林	ha	%	m3	%
	団体有林	592.85ha	15.58%	116,393m3	13.66%
	個人有林	2,464.79ha	64.78%	564,011m3	66.20%
	その他	187.67ha	4.93%	37,972m3	4.46%
	計	3,245.31ha	85.29%	718,376m3	84.32%
合計		3,804.99ha	100.00%	100.00%	851,961m3

③ 林業労働力の現状

令和3年度末の林業事業体は2事業体です。総従事者数は146名で、事業体の内訳は森林組合1組合、素材生産業1者です。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数（人）	備 考
森林組合	1	143	飯伊森林組合
生産森林組合			
素材生産業	1	3	
製材業			
合 計	2	146	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
索道セット	2				2
集材機	12				12
リモコンウインチ					
自走式搬器	13				13
運材車				1	1
ホイールトラクタ					
樹木・竹粉碎機	3			1	4
動力枝打ち機					
フェラーバンチャ					
プロセッサ	2				2
グラップルソー					
ハーベスタ					
フォワーダ	2				2
タワーヤーダ	1				1
スイングヤーダ	2				2
合 計	37			2	39

(※森林組合は飯伊森林組合全体の数量)

④ 林内路網の整備状況

当村の林道は4路線、延長5.4kmで、すべて管理主体は売木村です。
今後の森林施業を推進するためにも林道や作業道等の林内路網が重要です。

【路網整備状況（令和3年度末）】

区 分	路 線 数	延	長	密 度	
			うち舗装		
基幹路網	林 道	4 路線	5.4km	3.2km	1.4m/ha
	林業専用道	1 路線	25.0km	km	0.3m/ha
	計		30.4km	3.2km	8.0m/ha
森林作業道	38 路線		3.2km	km	6.6m/ha
合計	43 路線		51 路線	3.2km	8.3m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

保安林の面積は 1184.74ha で民有林全体面積の 31.14%を占めています。

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	705.05 ha	18.53 %
土砂流出防備保安林	478.96 ha	12.59 %
土砂崩壊防備保安林	ha	%
風害防備保安林	ha	%
水害防備保安林	ha	%
干害防備保安林	ha	%
落石防止保安林	ha	%
保健保安林	(78.57 ha) 0.73 ha	0.02 %
風致保安林	ha	%
合計	1184.74 ha	31.14 %

()内面積は重複で外数

長野県林務部森林づくり推進課業務資料（令和4年9月1日現在）

⑥ 地域の取り組み状況

- ・ 道路の景観整備、凍結防止、視界の確保、獣害防除の緩衝帯整備等を目的とし、毎年長野県森林づくり県民税を活用した景観整備事業を実施しています。主として公道沿いの森林を対象とし、良好な景観整備及び森林整備に取り組んでいます。
- ・ 売木小学校では、時代を担う子どもたちが森林の公益的機能や木材利用の重要性を理解できるよう、みどりの少年団活動などを実施しています。

(3) 森林・林業の課題

売木村は、人工林の約8割が10歳級以上であり、森林資源は充実しています。

積極的に主伐し、林齢分布の平準化が求められる一方、木材価格の低迷や林業従事者の不足が課題となっています。

特に林業の担い手不足は深刻で、人材の育成について重点的に対策する必要があり、令和元年度から施行された森林環境譲与税を積極的に活用しながら森林の新しい活用を模索することが求められています。

ア 森林整備の推進

現在、売木村における素材の生産流通については、飯伊森林組合への出荷を主体としています。飯伊森林組合の木材加工施設は信州木材認証工場に認定されており、地域材を活用した住宅づくりを行う建築士、工務店等と連携した取り組みが行われ伊那谷地域を中心に建築用材として浸透しつつあります。

森林資源が成熟しているヒノキを「売木桧」としてブランド化を進めるため、村有林で森林認証を取得しています。村の認証材を地域内で加工し認証製品化する体制を引き続き推進するとともに、今後は認証製品としての販路拡大とともに、現場における材の搬出体制を拡充し、作業効率の向上と生産量の増大、生産経費の低減を図ることを目指します。

また、売木村森林経営計画に基づいた森林整備を確実に実施するとともに、小面積皆伐からの再造林を推進することで、林業従事者（特に自伐林家）の確保を図ります。

さらに、森林作業道の作設・補修を森林所有者自らも実施できるよう、講習会の実施や経費の補填等仕組みづくりを行い、森林資源の有効活用がしやすい環境づくりを目指します。

イ 森林レクリエーションの推進

売木村の南部には二次林の針広混交林があり、小鳥の森として村内外から親しまれています。この原生林を囲むようにゴルフ場、広域公園が整備されています。また、岩倉地区には水源林として古くから造林を推進した先人の偉業をたたえ、記念休養林として森林と親しむ場を設けています。

こうした施設を活用し、森林環境譲与税を活用した都市部との連携として、みどりの学習旅行等の県外からの森林林業の体験型修学旅行の誘致を県及び旅行代理店等とともに積極的に行います。

みどりの学習旅行では、子どもたちに森林機能の大切さや林業・林産業の魅力を伝え、売木村のPRとともに林業・林産業従事者確保に向けた取り組みを目指します。

ウ 施業集約化の推進

効率的な間伐を推進するため、施業の集約化を進め森林経営計画の作成を積極的に行う必要があります。また、森林所有者の不明及び不在所有者など施業集約化が困難となり、森林整備に遅れが生じる場合も想定されるため、GISを活用した森林情報の整備を推進し、林地台帳の管理・更新や施業履歴の管理も積極的に行います。

エ 野生鳥獣被害対策

近年は、ニホンジカやカモシカによる被害は減少傾向だが、更なる被害防止に向け「鳥獣害防止森林区域」を定め、造林木及び再造林の推進による植栽木を保護する対策が必要です。

オ 担い手の育成

基盤整備を推進するにあたり、路網開設の技術者及び高性能林業機械のオペレーターなどの作業システム全般に精通する高度な技術者の養成・確保が必要です。

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めます。

また、週末林業を合言葉に、林地残材を活用した薪づくり活動を行う「うるぎ焚きもん倶楽部」の取組を起点として、森林所有者自らが安全に森林整備を行うため、講習会等を積極的に実施します。

カ 公共施設等のへの地域材利用

公共施設等の整備に、積極的に地域の木材を使用するため、地域材の流通加工体制の整備が必要です。

「売木村の森林資源を 村で加工し 地域で活用する」を合言葉に、まずは村内住民が売木桧に触れる機会を創出します。

そのため、売木村役場や売木保育所、デイサービスなどの公共施設の木質化を積極的に行います。とくに、薪ストーブやボイラーなど木質燃料の活用に重点を置きます。

さらに、村内で木工体験を積極的に行うことにより、林産業の振興を目指します。

キ 森林病虫害防除

平成 23 年から被害が確認されたカシノナガキクイムシについては、令和 5 年度以降引き続き、伐倒くん蒸等により引き続き対策を講じる必要があります。

また、ナラ等の有用広葉樹は、大径化することで病虫害が発生する可能性が高くなります。よって、シイタケの原木や薪など林産物として積極的に利用する仕組みづくりを積極的に行います。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
岩倉・軒川	水源涵養機能	未達成	維持	間伐・主伐	洪水の緩和、水の安定供給
岩倉・軒川	山地災害防止機能	未達成	維持	保育間伐	土砂流出防止
岩倉・軒川	木材生産機能	未達成	誘導	主伐	積極的な木材生産
長下・南部	水源涵養機能	未達成	維持	間伐・主伐	洪水の緩和、水の安定供給
長下・南部	山地災害防止機能	未達成	維持	保育間伐	土砂流出防止
長下・南部	保健文化機能	未達成	維持	保育間伐	国民の保険・教育的利用
長下・南部	木材生産機能	未達成	誘導	主伐	積極的な木材生産

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

売木村の森林は、その約8割が10 齢級以上です。従来の保育（間伐）主体の施業から主伐（皆伐及び択伐）を推進し、皆伐跡地を植林することで林齢の平準化を図ります。皆伐の場合、1 施業地の面積が2ha 未満）の小面積皆伐を基本とし、環境負荷がなるべく少なくなるように留意します。

森林経営管理制度では、GIS などを用いて森林の混み具合を把握・管理することに重点を置きます。森林所有者の意向を確認するとともに、森林整備が必要な箇所の把握、間伐等の森林整備を実施します。

また、経済的に森林経営が可能な箇所については、森林経営計画の認定を促進することで森林整備の促進を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、県、売木村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	主伐のうち、択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を

勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局 市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）」を提出した森林については、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

（なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。）

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定してください。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整してください。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズメ) (カバノキ)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ)	ヤハズハンノキ (カバノキ)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセ)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、県地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとなります。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-10 ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
3 ほ*、5 い、6 に*、6 へ*、17 に*、17 ろ*、18 へ、19 い*、21 ろ、22 は*、24 い*、26 へ*、26 ほ*、28 わ*、33 い*、36 り*、38 ろ*、41 い*、41 ろ*、43 と、43 ぬ、43 り、47 い*、50 い*	人工林に限る。また、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。

注) *はその一部を区域とする小班

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の被害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林

務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林
以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の奉納によるものとします。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として、主伐後には植栽による更新を行うこととします。

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1い, 1ろ, 1に*, 1ほ*, 1へ*, 1と*, 1ち, 1り, 1ぬ, 2い, 2ろ, 2は*, 2に, 2ほ, 2ち, 2り, 3い, 3ろ, 3は, 3に, 3ほ, 4い, 4ろ, 4は, 4に, 4ほ, 4へ, 4と, 4ち, 4り, 5い*, 5ろ, 5は, 5に, 6い, 6ろ, 6は, 6に, 6ほ, 6へ, 7い, 7ろ, 7は, 7に, 7ほ, 7へ, 7と, 8い, 8ろ, 8は, 9い, 9ろ, 9は, 10い, 10ろ, 10は, 10に, 10ほ, 10へ, 11い, 11ろ, 11は, 11に, 11ほ*, 11と, 12い, 12ろ, 12は*, 12に, 12ほ, 12へ, 13い, 13ろ, 13は, 13に, 13ほ, 13へ, 13と*, 14い*, 14ろ, 14は, 14に, 14ほ, 14へ*, 15い, 15ろ, 15は, 15に, 15ほ, 16い, 16ろ, 16は, 16に, 16ほ, 16へ, 16と, 16ち, 16り, 17い, 17ろ, 17は, 17に, 17ほ, 17へ, 17と, 17ち*, 17り*, 17ぬ, 17る, 18い, 18ろ, 18は, 18に*, 19い, 19ろ, 19は, 20い, 20ろ, 20は, 21い, 21ろ, 21は*, 21に*, 21ほ, 21へ, 21と, 21ち, 22い, 22ろ, 22は, 22に, 23は, 23に, 23ほ, 23へ, 24い, 24ろ, 24は, 24に, 24ほ, 24へ, 24と, 25い*, 25ろ*, 25は, 25に, 25ほ, 25へ, 26い, 26ろ, 26は, 26に, 26ほ, 26へ, 27い, 27ろ, 27は, 28い, 28ろ, 28は, 28に, 28ほ, 28へ, 28と, 28ち, 28り, 28ぬ, 28る, 28を, 28わ, 29い, 29ろ, 29は, 29に, 29ほ, 30い, 30ろ, 30は, 30に, 30ほ, 30へ, 30と, 31い, 31ろ, 31は, 31に, 31ほ, 31へ, 31と, 31ち, 31り, 31ぬ, 32い, 32ろ, 32は, 32に, 32ほ, 33い, 33ろ, 33は, 33に*, 33ほ, 33へ, 34い, 34ろ*, 34は*, 35い, 35ろ*, 35は*, 36い, 36ろ, 36は*, 36に, 36ほ, 36へ, 36と, 36ち, 36り, 37い, 37ろ, 37は, 38い, 38ろ, 38は, 38に*, 38ほ, 38へ, 39い, 39ろ, 39は, 39に, 40い, 40ろ, 43い, 43ろ, 43は, 43に, 43へ, 43と, 43ち, 43ぬ, 43る, 44い, 44ろ, 45い, 45ろ, 45は, 46い, 47い*, 48い, 49い, 50い, 50ろ, 51ろ, 51は, 51に, 51ほ, 51へ	3308.05

注) *はその一部を区域とする小班

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
維持増進森林 山地災害防止・土壌保全機能	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	1は, 1に*, 1ほ*, 1へ*, 1と*, 2は*, 2へ, 2と, 5い*, 11ほ*, 11へ, 12は*, 13と*, 14い*, 14へ*, 17ち*, 17り*, 21は*, 21に*, 25い*, 25ろ*, 33に*, 34ろ*, 34は*, 35ろ*, 35は*, 36は*, 38に*, 47い*	162.16
進森林 快適環境形成機能維持増	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	18ほ, 18へ, 18と, 18ち, 18り, 18ぬ, 18る, 18を, 20に, 20ほ, 20へ, 20と, 23い, 23ろ, 41い, 41ろ, 41は, 42い, 42ろ, 42は, 42に, 42ほ, 42へ, 43ほ, 43り, 51い	334.78
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の森林施業を推進すべき森林 ための森林施業を推進すべき森林 の維持増進を図る	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表3】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	皆伐	<p>1い, 1ろ, 1に*, 1ほ*, 1へ*, 1と*, 1ち, 1り, 1ぬ, 2い, 2ろ, 2は*, 2に, 2ほ, 2ち, 2り, 3い, 3ろ, 3は, 3に, 3ほ, 4い, 4ろ, 4は, 4に, 4ほ, 4へ, 4と, 4ち, 4り, 5い*, 5ろ, 5は, 5に, 6い, 6ろ, 6は, 6に, 6ほ, 6へ, 7い, 7ろ, 7は, 7に, 7ほ, 7へ, 7と, 8い, 8ろ, 8は, 9い, 9ろ, 9は, 10い, 10ろ, 10は, 10に, 10ほ, 10へ, 11い, 11ろ, 11は, 11に, 11ほ*, 11と, 12い, 12ろ, 12は*, 12に, 12ほ, 12へ, 13い, 13ろ, 13は, 13に, 13ほ, 13へ, 13と*, 14い*, 14ろ, 14は, 14に, 14ほ, 14へ*, 15い, 15ろ, 15は, 15に, 15ほ, 16い, 16ろ, 16は, 16に, 16ほ, 16へ, 16と, 16ち, 16り, 17い, 17ろ, 17は, 17に, 17ほ, 17へ, 17と, 17ち*, 17り*, 17ぬ, 17る, 18い, 18ろ, 18は, 18に*, 19い, 19ろ, 19は, 20い, 20ろ, 20は, 21い, 21ろ, 21は*, 21に*, 21ほ, 21へ, 21と, 21ち, 22い, 22ろ, 22は, 22に, 23は, 23に, 23ほ, 23へ, 24い, 24ろ, 24は, 24に, 24ほ, 24へ, 24と, 25い*, 25ろ*, 25は, 25に, 25ほ, 25へ, 26い, 26ろ, 26は, 26に, 26ほ, 26へ, 27い, 27ろ, 27は, 28い, 28ろ, 28は, 28に, 28ほ, 28へ, 28と, 28ち, 28り, 28ぬ, 28る, 28を, 28わ, 29い, 29ろ, 29は, 29に, 29ほ, 30い, 30ろ, 30は, 30に, 30ほ, 30へ, 30と, 31い, 31ろ, 31は, 31に, 31ほ, 31へ, 31と, 31ち, 31り, 31ぬ, 32い, 32ろ, 32は, 32に, 32ほ, 33い, 33ろ, 33は, 33に*, 33ほ, 33へ, 34い, 34ろ*, 34は*, 35い, 35ろ*, 35は*, 36い, 36ろ, 36は*, 36に, 36ほ, 36へ, 36と, 36ち, 36り, 37い, 37ろ, 37は, 38い, 38ろ, 38は, 38に*, 38ほ, 38へ, 39い, 39ろ, 39は, 39に, 40い, 40ろ, 43い, 43ろ, 43は, 43に, 43へ, 43と, 43ち, 43ぬ, 43る, 44い, 44ろ, 45い, 45ろ, 45は, 46い, 47い*, 48い, 49い, 50い, 50ろ, 51ろ, 51は, 51に, 51ほ, 51へ</p>	3308.05
	<p>皆伐 ※人工林における主伐後には、原則として、植栽による更新を行うこと。</p>	<p>1い, 1ろ, 1ち, 1ぬ, 2い, 2ろ, 2に, 2ち, 2り, 3い, 3ろ, 3は, 3に, 3ほ, 4い, 4ろ, 4は, 4に, 4ほ, 4へ, 4と, 4ち, 4り, 5ろ, 5は, 5に, 6い, 6ろ, 6は, 6に, 6ほ, 6へ, 7い, 7ろ, 7は, 7に, 7ほ, 7へ, 7と, 8い, 8ろ, 8は, 10い, 10に, 11い, 11ろ, 11は, 11に, 11と, 12い, 12ろ, 12に, 12ほ, 12へ, 13い, 13ろ, 13は, 13に, 13ほ, 13へ, 14ろ, 14は, 14に, 14ほ, 15い, 15ろ, 15は, 15に, 15ほ, 16い, 16ろ, 16は, 16に, 16ほ, 16へ, 16と, 16ち, 16り, 17い, 17ろ, 17は, 17に, 17ほ, 17へ, 17と, 17ぬ, 17る, 18い, 18ろ, 18は, 18に, 19い, 19ろ, 19は, 20い, 20ろ, 20は, 21い, 21ろ, 21に, 21ほ, 21へ, 21と, 21ち, 22い, 22ろ, 22は, 22に, 23に, 23ほ, 23へ, 24い, 24ろ, 24は, 24に, 24ほ, 24へ, 24と, 25は, 25に, 25ほ, 25へ, 26い, 26ろ, 26は, 26に, 26ほ, 26へ, 27い, 27ろ, 27は, 28い, 28ろ, 28は, 28に, 28</p>	2432.34

			ほ, 28 へ, 28 と, 28 ち, 28 り, 28 ぬ, 28 る, 28 を, 28 わ, 29 い, 29 ろ, 29 は, 29 に, 29 ほ, 30 い, 30 ろ, 30 は, 30 に, 30 ほ, 30 へ, 30 と, 31 い, 31 ろ, 31 は, 31 に, 31 ほ, 31 へ, 31 と, 31 ち, 31 ぬ, 32 い, 32 ろ, 32 は, 32 に, 32 ほ, 33 い, 33 ろ, 33 は, 34 い, 34 は, 35 い, 35 は, 36 い, 36 ろ, 36 に, 36 ほ, 36 へ, 36 と, 36 ち, 36 り, 37 い, 37 ろ, 37 は, 38 い, 38 ろ, 38 は, 38 ほ, 38 へ, 39 い, 39 ろ, 39 は, 39 に, 40 い, 40 ろ, 49 い, 51 は, 51 に	
--	--	--	--	--

注) *はその一部を区域とする小班

人工林については、原則として主伐後には植栽による更新を行うこととします。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業者による作成した森林経営計画に基づき、持続的な森林経営を推進します。

また、森林経営管理制度の中で施業に適した森林かつ森林経営計画が策定されていない場合は、積極的に森林経営計画の策定を目指します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業者、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業者との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）や地域の人材で森林整備の活動を行う任意団体等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び路線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	売木村	生スズ	300 (10)	130	○	04748	法面保全

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号 林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号 林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号 林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

4 その他

該当なし

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒	売木村一円	チェーンソー	ハーベスタ
造 材		架線集材機	プロセッサ
集 材		グラップル	タワーヤーダ
		フォワーダ	ラジキャリー

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

該当なし

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	10～26、36、38～41 林班	1,656.81

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種 名	対 策
ニホンジカ	① 管理捕獲や狩猟の推進 ② 更新箇所における防護柵、単木防護資材、忌避剤等による被害の未然防止 ③ 立木の剥皮被害防止のためのネット巻等の実施 ④ 防護柵による自然環境被害の軽減
ツキノワグマ	① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ② 立木剥皮被害防止のためのテープ巻、ネット巻の実施 ③ 加害個体を選別しての捕獲
ニホンザル	① 棲み分けに向けた出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 緩衝帯整備と連動した追い払い（モンキードッグなど）の実施による被害防除 ③ 群れを壊さず、加害個体を選別しての捕獲
ニホンカモシカ	① 防護柵、単木防護資材、忌避剤による被害の未然防止 ② 被害防除対策を優先した上で、必要最低限の捕獲による個体数調整
イノシシ	① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことを留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間(7 日以内) 面積(1 件当たり 5ha 以内) 従事者(1ha まで 15 人以上) ※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに産業課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図(ないときは担当に相談) ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
該当なし	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間 伐	単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。			
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルツキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
	立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。			

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
該当なし	

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

(森林経営計画（区域計画）の要件となる一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積 (ha)
岩倉・軒川	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 35, 36, 40, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51	2201.69
長下・南部	11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24 25, 26, 27, 37, 38, 39, 41, 42	1603.30

2 生活環境の整備

空き家バンク事業等定住対策事業や、村営住宅の拡充・整備を行い、若者や移住・定住者への住まいの確保・提供につなげ、林業従事者の確保を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興

地域材の利用促進のため、うるぎ焚きもん倶楽部を中心とした木の駅事業を推進し、林地残材の活用や資源の循環に取り組むとともに、森林所有者が自ら安全に森林整備ができるよう、講習会等を実施する。また、森林認証(SGEC)制度を活用し、売木桧の建材としての利用促進や、木工品の開発等を支援し、需要拡大を目指します。

さらに、売木村内にて木工体験を実施することで、木の良さを知ってもらう機会の創出を図ります。

4 森林の総合利用の推進

売木村の森林内にある森林総合利用施設は、自然景観に優れた環境を有しているとともに、森林とのふれあいの場として整備が期待されていることから、自然環境や景観を向上するため、特定広葉樹の植栽、下草刈り、不良木の除去等維持管理を十分に行い、森林の特徴を損なわないようにするとともに、施設の PR に努め、自然散策等の拠点となるよう努めます。

また、これらの森林には、年間を通じて地域や都市部の子どもたちが多く訪れており、普段の生活で

は体験できない自然に親しむ場を提供するとともに、都市と地域住民との交流の場としても有効的な活用が期待されることから、このような面にも配慮した適切な森林整備を行うとともに、遊歩道等の施設整備を行います。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

里山整備の一環として地域住民による森林づくりや、収穫された木材による炭焼き体験等を企画し、積極的な参加を呼びかけます。また、小中学生をはじめとした青少年に対して、地域団体の協力を得ながら、森林・林業体験教室を開催するなど森林づくりへの直接参加を推進します。

(2) 上下流連携による取組

売木村は、天竜川の支流「売木川」の源流域です。下流の市町村の水源地として重要な役割を果たしています。このため、源流の村として健全な山づくりに努めます。

また、みどりの学習旅行等を計画し、森林環境譲与税を活用した都市部との連携を推進します。都市部の子どもたちなど森林整備に参加してもらい、上流の森林の公益的機能の重要性を認識してもらうとともに、林業・林産業の人材確保のため、積極的な働きかけを行います。

(3) その他

近年、県外の住民や企業を中心に、森林づくりへ直接参加しようとする活動が行われています。団体・企業から CSR 活動などの要請があった場合は、場所の選定等に積極的に協力します。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
(未定)			

7 その他必要な事項

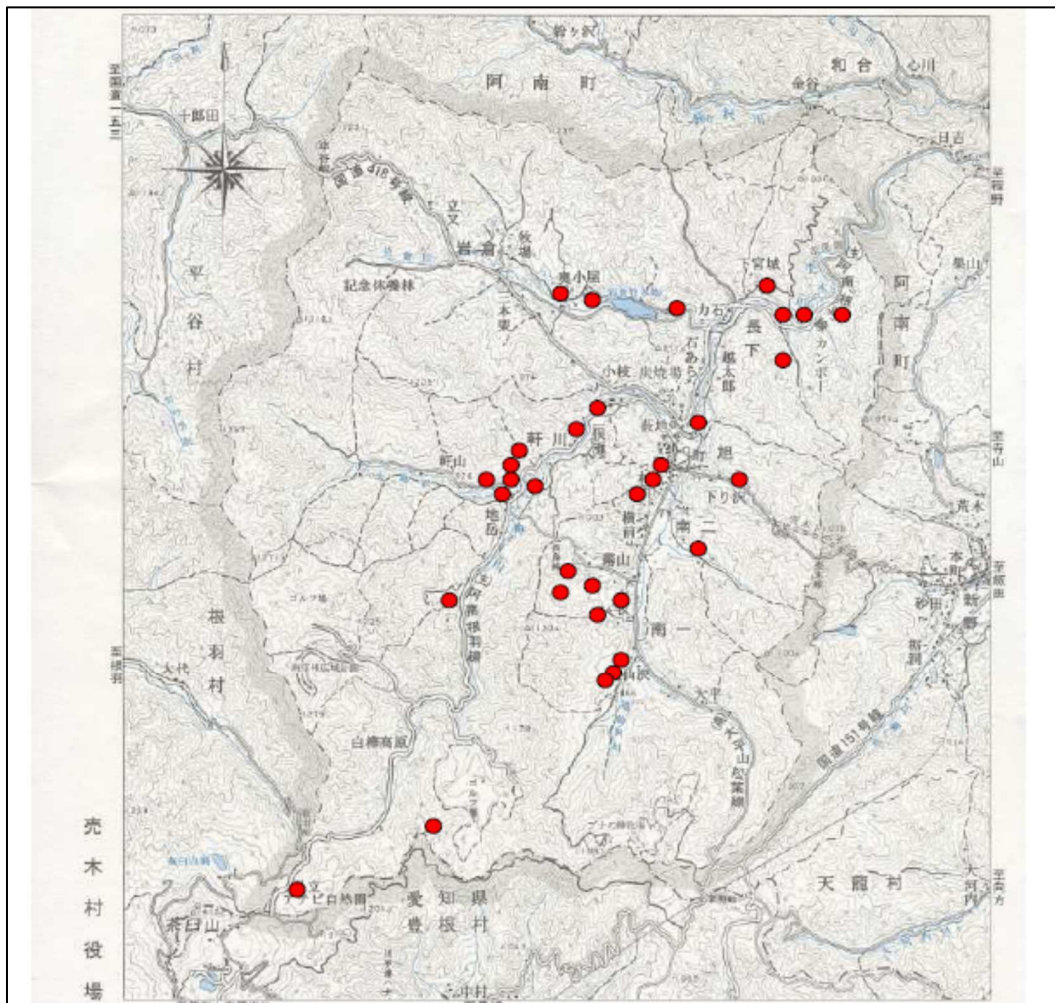
(1) 市町村有林の経営に関する事項

村有林の経営について、森林施業の効率性や森林の健全性を確保するため、森林経営計画の策定を継続して進め、計画的な森林整備を行います。当村は現在人工林を中心に 560ha の森林を所有しており、人工林については、飯伊森林組合へ保育、間伐等を委託し実施することとします。

また、資源が成熟している森林について、0.1ha～0.2ha の小面積皆伐を推進し、みどりの学習などの森林教育のフィールドとして活用します。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財については、下記位置図のとおり登録されています。当該地付近で森林施業等を実施する場合には、売木村教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意します。



(3) 森林景観整備に関する事項

当村の国道・県道・村道沿線の個人林は、特に森林整備の遅れが目立っており、このような状況の個人林に対して、間伐、除伐施業を推進し、景観の整備を促進します。
特に、小中学校の通学路に指定されている路線を重点的に、支障木や危険木の伐採、除間伐等の実施に力を入れていきます。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和4年12月27日	森林整備打ち合わせ会議	飯伊森林組合

2 公告・縦覧期間

令和5年1月27日 ～ 令和5年2月28日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業課	課長	大石 和彦	
産業課 林務係	地域林政アドバイザー	飯嶋 郁雄	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
南信州地域振興局	林務課普及係	主任森林経営専門技術員	三石 一彦	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
広報掲載	令和5年5月(予定)	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	656	305	351	70	39	31	67	30	37	66	30	36	160	83	77	293	123	170
	H27	575	270	305	63	37	26	54	27	27	69	34	35	130	60	70	259	112	147
	R2	548	252	296	57	23	34	37	18	19	61	27	34	121	56	65	272	128	144
構成比 (%)	H22	100	46.5	53.5	10.6	5.9	4.7	10.2	4.6	5.6	10.1	4.6	5.5	24.4	12.6	11.8	44.7	18.8	25.9
	H27	100	46.9	53.1	11.0	6.4	4.6	9.4	4.7	4.7	12.0	5.9	6.1	22.6	10.4	12.2	45.0	19.5	25.5
	R2	100	46.0	54.0	10.4	4.2	6.2	6.8	3.3	3.5	11.1	4.9	6.2	22.1	10.2	11.9	49.6	23.4	26.3

(出典：国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	H27年	330	93	7	1	101	39	190	
	R2年	307	83	5	1	89	41	177	
構成比 (%)	H27年	100	28.2	2.1	0.3	30.6	11.8	57.6	
	R2年	100	27.0	1.6	0.3	29.0	13.4	57.7	

(出典：国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積						草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地				計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園					
実数 (人)	H27	4,343	150	118	32				3,838	3,838		355	
	R2	4,343	110	68	42				3,884	3,884		349	
構成比 (%)	H27	100		2.7	0.7				88.4			8.2	
	R2	100		1.6	1.0				89.4			8.0	

(出典：国勢調査)

3 森林転用面積

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
元年	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
2年	0.08ha	0.01ha	0.07ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
3年	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha

(出典：森林計画業務報告)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林合計	在村者 面積	不在(市町村)者面積			不明
				計	県内	県外	
実数 (ha)	平成29年	3,254.09	1,808.44	1,418.68	974.68	444.00	26.97
	令和4年	3,245.31	1805.34	1410.11	976.36	433.75	29.86
構成比 (%)	平成29年	100	55.0	44.0(100)	30(69.0)	14(31.0)	1.0
	令和4年	100	55.6	43.5(100)	30.1(69.2)	13.4(30.8)	0.9

(出典：令和4年9月1日森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	100	10～20ha	58	50～100ha	3
1～5ha	230	20～30ha	15	100～500ha	2
5～10ha	67	30～50ha	6	500ha以上	1
総数					482

(出典：令和4年9月1日森林簿データ)

5 売木村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		
内訳	第1次産業	統計情報なし
	うち 林業 (B)	
	第2次産業	
	うち 木材・木製品製造業 (C)	
第3次産業		
B+C/A		%

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(年現在)

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)			
うち木材・木製品製造業 (B)		統計情報なし	
B/A	%	%	%

6 林産物の生産概況

種類	素材	苗木	シイタケ	ナメコ	マツタケ	タケノコ	薪	木炭
生産量	30, 527 kg	10.5 千本	152, 300kg	48, 300kg	13, 800 kg	15, 600kg	722 m ³	1, 400kg
生産額 (百万円)	277.5	1.3	146.1	18.2	323.3	2.5	21.4	3.1

※ 南信州地域全域の数値 (令和3年度長野県木材統計) (令和3年度苗木得苗調査) (令和3年特用林産物生産統計調査)

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
(未設定)			

別紙 1

売木村森林整備計画 付図